

令和5年1月10日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 令和5年1月10日 午後3時00分
市役所 第一委員会室
- 2 閉会日時 令和5年1月10日 午後4時03分
- 3 委員氏名

(1) 出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋田 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	西 孝則
村山 令子	元満 壽次	渋田 佳規	安武 昇
高原 尚広	吉住 勝実	仁部 誠二	薄 隆太
宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜	

(2) 欠席者

荒牧奈緒子

- 4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係	高原 康裕
係	常岡 仁志

- 5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第4条

議案第3号 農地法第5条

議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）（利用権）

午後3時00分開会

○事務局長（ 君） それでは、令和5年1月期定例農業委員会を開会させていただきます前に、出席委員の確認をさせていただきます。

本日、 から欠席の御連絡を頂いておりまして、本日の出席委員数は19名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますこと

から、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、[]、よろしくお願いいたします。

○議長（[]君） それでは、皆さん、改めまして、明けましておめでとうございます。今年もひとつよろしく願いたします。

コロナが非常に身近なものになってきて、もう防ぎようがないというか。もう、いつかかっても不思議ではないし、体調の悪い方は特に、高齢者は特に死亡率がこの頃上がってきておりますので、本当に重々お気を付けて委員活動していただきたいと思ひます。

今年も1年間、農業委員としての活動をよろしく願いたします。

それでは、早速、議案に入りたいと思ひます。

.....

○議長（[]君） 入ります前に、議事録署名人の指名をいたします。1月は[]と[]、お二人に願いたします。よろしく願いたします。

.....

○議長（[]君） それでは、議案第1号農地法第3条の許可申請について、1-25、事務局、説明を願いたします。

○係（[]君） まず、議案の説明に入らせていただきます前に、申請番号1-25、26につきましては[]が利害関係人となられますことから、一時御退席を願いたします。

〔[]委員 退席〕

○係（[]君） それでは、御説明をいたします。

議案第1号農地法第3条の許可申請、申請番号1-25について御説明をいたします。

今回の申請は、農地法第3条の申請により贈与を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢55歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は約10年と伺っております。

農業経営状況といたしましては、主に水稻、イチゴの栽培を行っておられます。

所有する農機具としましては、トラクター、田植機、コンバイン、トラックを所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の4ページを願いたします。

今回の申請地は、青柳小学校の北側に位置をしております斜線部の計4筆となっております。
今後の申請地における営農計画といたしましては、引き続き、水稻を行っていきたいということで伺っております。

最後に下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は2万2,047平米で、今回、親子間の贈与になりますので耕作面積に変更はなく、50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 説明終わりました。質問、何かございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決を取ります。

賛成頂けます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

それでは、1—26をお願いします。

○係（ 君） 議案書1ページにお戻りを頂きまして、申請番号1—26について御説明をいたします。

今回の申請は、農地法第3条の申請により使用貸借を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢78歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は60年と伺っております。

農業経営状況といたしましては、主に水稻、イチゴの栽培を行っておられます。

所有する農機具としましては、トラクター、田植機、コンバイン、トラックを所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

今回の申請地は、古賀橋の南西側に位置をしております斜線部の1筆となっております。

今後の申請地における営農計画といたしましては、水稻を行っていきたいということで伺っております。

最後に下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は2万2,047平米で、今回取得いたします面積を合計いたします

と2万2,797平米となりまして、50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 1-26、説明終わりました。御質問、御意見ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決に移ります。1-26、賛成頂けます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。

〔 委員 着席〕

○議長（ 君） 続きまして1-27、事務局お願いします。

○係（ 君） 議案書の2ページをお願いいたします。

農地法第3条の許可申請、申請番号1-27について御説明をいたします。

今回の申請は、農地法第3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢77歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は約1年と伺っております。

農業経営状況といたしましては、現在、農業者の指導を受けながら、主に水稻、野菜の栽培を行っております。

所有する農機具としましては、耕耘機、トラクター、軽トラックを所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。

位置図が6ページから7ページにわたって記載がございます。

まずは、6ページから説明をいたします。

こちらは、古賀東中学校の南側に点在をしております斜線部の4筆、7ページの説明に移ります。こちらは、まず、鷺白橋の東側に位置をしております2筆、また馬術競技場の周囲に点在をしております3筆の計9筆となっております。

今後の申請地における営農計画といたしましては、水稻、野菜を行っていききたいということで伺っております。

最後に下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は8,701平米で、今回取得する農地については、もともと申請人

が利用権を設定し耕作をしていた農地でありますので耕作面積に変更はなく、50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局にて受理をしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（■■■■君） 説明が終わりました。御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■君） ないようですので、採決に移ります。1—27、賛成頂けます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（■■■■君） 全員賛成。

続きまして1—28、事務局説明をお願いします。

○係（■■■■君） 議案書の3ページをお開きください。

申請番号1—28について御説明をいたします。

今回の申請は、農地法第3条の申請により売買を行い、農地として使用していく内容です。

譲受人は現在年齢68歳で、古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は約7年と伺っております。

農業経営状況といたしましては、主に水稲、野菜の生産を行っておられます。

所有する農機具としましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の8ページを御覧ください。

今回の申請地は、小野小学校の西側に位置しております斜線部の1筆となっております。今後の申請地における営農計画といたしましては、こちらで野菜の生産を行っていききたいということで伺っております。

最後に下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は1万1,254平米で、今回取得いたします面積を合計いたしますと1万2,143平米となりまして、50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（■■■■君） 説明が終わりました。御質問ありましたらお願いいたします。■■■■委員。

○委員（██████君） 僕の知っている土地の関係で、何かちょっと違法転用みたいな感じになっていましたよね。それはもうちゃんと田んぼに直してあるんですか。

○議長（██████君） 事務局。

○係（██████君） こちら、事務局のほうでも現地を確認いたしまして、もともと違反転用の状態を呈しておりましたけれども、それが解消されまして、畑の状態に現在なっております。ですので、事務局のほうで農地法第3条の申請を受け付けております。

○委員（██████君） 確認していなかったもので、すいません。

○議長（██████君） █████委員は。

○委員（██████君） 同じ内容です。

○議長（██████君） 同じですか。

○委員（██████君） はい。一応、農地研究会でもこの現場を見に行き、建物が建っておったので、非農地の状態でこういう売買はできるのかなということを事務局に質問しましたら、一応、解消されたら農地としての売買は可能ということですので、問題はないということです。

○議長（██████君） ありがとうございます。ほかに質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（██████君） ないようでしたら、1-28の採決に移ります。賛成頂けます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（██████君） ありがとうございました。全員賛成。

.....

○議長（██████君） 続きまして、9ページ、議案第2号農地法第4条の許可申請について、事務局説明をお願いします。

○係（██████君） 議案書9ページをお開き頂きまして、第2号議案、農地法第4条の許可申請、申請番号1-7について御説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法第4条の申請により共同住宅に転用する内容となっております。

本件につきましては、令和3年度末に農振農用地からの除外がなされたものでございます。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりとさせていただきます。

次に、位置図の説明をいたします。

議案書の10ページをお願いいたします。

今回の申請地は、道田池の北側に位置をしております斜線部の計2筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、農地の広がりがありますが、他地目で分断があり、広がりが10ha未満であるため、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等の説明をいたします。

11ページに現況図、12ページに計画平面図、13ページに断面図を記載しております。

12ページをお願いいたします。

計画では、申請地内に共同住宅2棟を配置する計画となっております。

雨水排水につきましては、敷地内で集水したものを前面道路側溝へと接続をし、排水をいたします。

汚水、雑排水につきましては、同じく前面道路にごございます公共の下水道に接続をして排水をいたします。

次に、切土、盛土について御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

申請地内におきましては、最大で35cm程度の盛土をする計画となっております。また、池のすぐそばといった状況でありますので、土質の改良も行う予定としております。

隣地の境界につきましては、コンクリートブロック等で防除措置を行う予定としております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。

地元からは、令和4年12月12日付で、計画書どおりに行うことの条件を付して、承諾書の提出がっております。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

私からの説明は以上になります。地元委員さんから何か補足等ございましたら、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 本件につきましては、昨年、町川原での開発委員会におきまして、事務局から説明がございましたように、同じ条件で承諾するという事で許可が下りております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。質問、意見ありましたらお願いします。 委員。

○委員（ 君） さん本人が共同住宅を建設されるんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 申請人は 氏でありまして、こちらの さんのほうが主に資金を出されるということで4条での申請となっております。

○委員（██████████君） そういうときに、資金の確保とかいうのは申請時には必要ないんですか。資金力といいますか。

○係（██████████君） 必要書類の中に資金計画書というものがございまして、その中で、かかる工事費用でありますとか、また、その分の原資として、例えば残高証明であるとか、また融資を受けられる場合は融資の証明書といった書類の添付が必要になっております。

○委員（██████████君） そういうのが準備した状態で申請出されるということですね。

○係（██████████君） はい、そうです。

○議長（██████████君） いいですか。ちょっと確認ですけど300-2というのは何ですか。隣の土地。事務局。

○係（██████████君） 300-2については、隣地ではあるんですけども、現況農地になっております。

○議長（██████████君） 農地。

○係（██████████君） はい。300-2であったり、298であったり、299、297については、昨年度末にこちらを併せて農振除外の申出を受けて承認されておまして、まずは1期工事として今回の地区を行って、今後、資金の準備であったりとか銀行の審査であったりとか、そういったことが精査できれば、こちらの下側の農地も転用するというふうに伺っております。

○議長（██████████君） これ、同じ持ち主ですか。

○係（██████████君） 持ち主が親族の方で、御本人ではないので少し、融資であったりそういったのに審査に時間がかかってると事業者のほうから伺っております。

○議長（██████████君） 分かりました。ほかに質問等はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（██████████君） それでは、採決に移ります。1-7、賛成頂けます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（██████████君） ありがとうございます。全員賛成です。

.....

○議長（██████████君） それでは、14ページ、議案第3号農地法第5条の許可申請について、1-16、事務局、説明をお願いします。

○係（██████████君） 議案書14ページをお開き頂きまして、議案第3号農地法第5条の許可申請、申請番号1-16について御説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により売買を行い、倉庫、事務所に転用する内容でございます。

申請人、申請地等につきましては記載のとおりです。

次に、位置図の説明をいたします。

議案書の17ページをお願いいたします。

申請地は、古賀サービスエリア上りの北東側に位置をしております斜線部の計5筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は農地の広がりがありますが、他地目で分断があり、広がりが10ha未満であるため、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等の説明をいたします。

18ページに現況図、19ページに計画平面図、20ページから21ページにわたって断面図の記載がございます。

19ページをお願いいたします。

計画では、申請地内に事務所、倉庫、計2棟を配置する計画となっております。

雨水排水につきましては、敷地内で集水したものを、オイルトラップを通して前面道路側溝へと接続をし、排水をいたします。

また、汚水、雑排水については、合併浄化槽で処理したものを、最終的にオイルトラップを通して前面道路側溝に接続をし、排水をいたします。

次に、切土、盛土について御説明をいたします。

21ページをお願いいたします。

申請地内において、盛土は最大で50cm、切土は最大で1.5mの計画となっております。

隣地との境界につきましては、コンクリートブロック、またフェンス等によって境界の明示を行います。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。

地元からは、令和4年10月16日付で、無条件での承諾書の提出がっております。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

私からの説明は以上になりますが、地元委員さんから補足等ございましたら、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 令和4年の10月19日、開発委員会をいたしまして、現地を確認した結果、問題ないと判断し、承認をしております。

御審議をお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございました。質問、意見ありましたらお願いいたします。
委員。

○委員（ 君） 文化財の件ですが、あれは現地で本発掘をしているのではないわけですね。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 文化課のほうに確認をいたしましたところ、現在、行っておりますのは試掘でございます。

○委員（ 君） 結構でございます。

○議長（ 君） ほかに質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。1—16、賛成頂けます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

では、1—17について、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） 議案書15ページをお開きください。

農地法第5条の許可申請、申請番号1—17について御説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により賃貸借を行い、オートキャンプ場に転用する内容でございます。

申請人、申請地等につきましては記載のとおりです。

次に、位置図の説明をいたします。

議案書の22ページをお願いいたします。

申請地は、薬王寺水辺公園の東側に位置をしております斜線部の計3筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は農地の広がりがありますが、他地目で分断があり、広がりが10ha未満であるため、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等について御説明をいたします。

23ページに現況図、24ページに計画平面図、25ページに断面図を記載しております。

24ページをお願いいたします。

計画では、申請地内にオートキャンプ場を設置する計画となっております。

キャンプができる区画としましては、9区画を予定しております。

そのほか、トイレ、炊事場、管理棟を建設する予定でございます。

雨水排水につきましては、敷地内で集水したものを前面道路内にございます雨水ますへ接続し、最終的に河川へと排水をいたします。

汚水、雑排水につきましては、浄化槽で処理したものを、同じく前面道路にございます、ますに接続をし、最終的に河川へと排水をいたします。

次に、切土、盛土について御説明をいたします。

25ページをお願いいたします。

申請地内において、盛土は最大で50cm、切土は最大で30cmの計画となっております。

隣地との境界につきましては、コンクリートブロック等で土砂の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。

地元からは、令和4年12月11日付で、雨水を道路に流さない、ごみの処理を適切に行うとの条件を付して承諾書の提出がっております。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局にて受理をしております。

説明は以上になります。地元委員さんから補足等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 12月11日に開発委員会を行いました。

土砂、雨水、それから生活排水について何ら問題がありませんでしたので、御審議をよろしくお願ひします。

○議長（ 君） ありがとうございます。質問、意見ありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決に移ります。1-17に賛成頂けます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

続きまして、1-18について、事務局説明お願ひします。

○係（ 君） 議案書15ページにお戻りを頂きまして、農地法第5条の許可申請、申請番号1-18について御説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により売買を行い、特定建築条件付売買予定地として転用し、宅地造成する内容となっております。

本来、宅地造成のみの転用は認められておりませんが、造成後に買い手がつかなかった場合の建築を担保することで、造成のみの転用申請が可能となっております。

また、申請地がある地域でございますけれども、こちら市街化調整区域内となっております。

こちら原則として建築ができない場所となっておりますけれども、同地は筵内地区指定区域に指定をされておりました、それによって建築ができるものと判断をしております。

申請人、申請地等につきましては記載のとおりとさせていただきます。

次に、位置図の説明をいたします。

議案書の26ページをお願いいたします。

申請地は、熊鶴橋の北東側に位置をしております斜線部の1筆となっております。

また、全体の開発区域を点線でお示しをさせていただいております。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は農地の広がりがありますが、他地目で分断があり、広がりが10ha未満であるため、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等の説明をいたします。

27ページに現況図、28ページ、9ページに計画平面図、30ページに断面図の記載がございます。

29ページをお願いいたします。

計画では、申請地内に宅地造成7区画の計画がございます。

また、雨水排水につきましては、敷地内で集水したものを申請地南側にございます道路の側溝に接続をして排水をいたします。

汚水の排水につきましては、同じく南側の道路内にございます下水道に接続をして排水をいたします。

次に、切土、盛土について御説明をいたします。

30ページをお願いいたします。

申請地内においては、盛土は最大で1.9mの計画となっております。

また、敷地境界につきましては、コンクリートブロックで土砂の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。

地元からは、令和4年11月18日付で無条件での承諾書の提出がっております。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

説明は以上になります。地元委員さんから補足等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 区域委員の です。

令和4年10月5日に開発委員会を開いて現地の確認をしまして、何ら問題ないということで承認いたします。審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。質問、意見ございましたら、お願いいたします。
中野委員。

○委員（ 君） これ、土地の造成になりますけど、これが売れなかった場合、どうしても売れない場合には、約束を反故された際の罰則とかあるんでしょうか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） まず原則として、こちらの特定建築条件付売買予定地といったものは、もし最終的にそれぞれの区画の買い手がつかなかった場合については、造成を行う申請人のほうが資金を投入して、建築までを責任持って行うといったものでございます。

ただ、それがなされなかった場合については、もちろん途中で指導とかも入るんですけども、最終的には許可の取消しといったものが最終的に行き着くところとしてはございます。

○委員（ 君） 取消しになった場合、これ、農地に戻るんですか。

○係（ 君） 取消しとなった場合については、原則、原形復旧ということになりますので、戻していただかなくてはならなくなるので、そうならないように資金計画をしっかりと組んでもらって、その上で審査をすることとなっております。

○委員（ 輔君） 期間はどのぐらいですか。

○係（ 君） 期間は、許可を受けまして3年以内に建築までを完了というところが一つの目安となっております。

○委員（ 君） これは、どこが監督すつとですか。

○係（ 君） 監督。

○委員（ 君） うん。3年経過した時点で、これが約束どおり進捗されているかどうかというのを。

○係（ 君） 許可権者が福岡県になりますので、その後の進捗状況の報告でありますとか、また完了の報告等を通じまして管理をしていくことになっております。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） この地域は市街化調整区域で、さっき言われましたように、指定区域であるということで今回申請していると思うんですけど、指定区域というのはどんなふうにして指定しているのか。筵内の集落からかなり離れたところに今回あるようなことなんですけど、あの沿線に対しては許可が下りるんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 詳しい話は市の都市整備課の所管になりますので詳細についてはわかりませんが、いびつな少し長いような形になっていたりする理由としましては、現に宅地があったりするところ、またその周辺といったところを、指定区域に含めていくという手法を取られてい

るというふうに伺っております。

○委員（ 君） 筵内区の中で、あの地域を指定区域ということで認可をもらってあると思うんですけど、その線を引くときの引き方が、ある程度集落の周りかなと思ったのに、沿線に対してずっと遠方までも引き伸ばしていくというのが可能であるかどうかをちょっと確認したいと思っていたんですが、また次のときでも報告してください。

○議長（ 君） ようございますか。

○係（ 君） はい。

○議長（ 君） ほかに質問、意見ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、1—18、賛成頂けます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。

○議長（ 君） 1—19、説明をお願いします。

○係（ 君） 議案書16ページをお開き頂きまして、申請番号1—19について御説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により売買を行い、事務所及び駐車場、資材置場に転用する内容でございます。

申請人、申請地等につきましては記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。

議案書の31ページをお願いいたします。

今回の申請地は、糸江池と矢落池の間に位置をしております斜線部の計7筆でございます。全体の開発区域を点線でお示ししております。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は農地の広がりがありますが、他地目で分断があり、広がり10ha未満であるため、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等の説明をいたします。

32ページに現況図、33ページに計画平面図、34ページに断面図を記載しております。

33ページをお願いいたします。

計画では、申請地内に事務所1棟、駐車場、資材置場を配置する計画となっております。

雨水排水につきましては、敷地内で集水したものを油水分離槽を通して糸江池へ排水をいたします。

汚水、雑排水につきましては、浄化槽で処理したものを、同じく油水分離槽を通して糸江池に

排水をいたします。

次に、切土、盛土について御説明をいたします。

34ページをお願いいたします。

申請地内におきまして、切土が最大で2.7m、盛土は最大で6m程度の計画となっております。

隣接地との境界につきましては、L型擁壁、また、こちらの池のそばになりますけれども、テールアルメを用いまして土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をいたします。

地元からは、令和4年5月の23日付で、雨水は油水分離槽を通して糸江池へ放流すること、汚水は浄化槽を通して糸江池へ放流することの条件を付して承諾書の提出がっております。

また、テールアルメを施工する箇所につきましては、施工する前に必ずボーリング調査を行う旨の誓約書も提出されております。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

説明は以上になります。地元委員さんから補足等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君）

令和4年5月22日、確認しました。結果、問題はないと判断し、承認いたしております。御審議をよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。質問、意見ありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、1-19、賛成頂けます農業委員さんの挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） 次は、議案第4号。荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） 議案第4号荒廃農地調査に伴い農地・非農地の判断について、35ページになります。これについて説明をいたします。

本年度7月から8月にかけて、各委員さん方に農地パトロールをしていただきました。その結果として、山林化し耕作が困難であると、また区分的に赤区分と判断されました農地について、

関係各農区のほうに非農地の判断をおおぎましたところ、支障がないとの意見を頂きました農地の集計が、この議案書の最後のページの別添にございます議案第4号別紙というものになります。こちらのほうに、非農地決定に係る農区意見の結果ということで記載をしております。

こちらの内容につきましては、各関係10農区に照会をかけました241筆、16万8,608平米について、各農区からの意見として、非農地で支障がないと判断されたものが150筆、8万2,176平米でございました。

残ります89筆の8万5,646平米については、赤という当初の判断から黄色に判断を変えるということになろうかと思えます。

それから、2筆につきましては、現在耕作中であるということから除外という形になります。

以上の結果から、非農地の判断とされました150筆、8万2,004平米につきまして、これの所有者に対する意向調査を郵送によりかけております。この郵送による分が、次のページにございます非農地決定に係る所有者意向調査結果ということで、一部、公共用地の分につきましては所有者照会を割愛し、145筆の7万9,252平米につきまして照会をかけた結果、所有者から、非農地として支障ないという形の回答を得たものが69筆、3万9,863平米ございました。この分につきまして、今回、35ページから40ページに掲げております非農地の判断というところで議案を提示させていただいております。

なお、所有者意向の結果につきましては、調査票の結果に書いておりますとおり、農地利用しますというところがかんりの数あります。それから、手紙を出しても返事がなかった分も36筆、2万1,000余平米あります。そういうところから、回答がありました分につきまして、今回、議案に提示をさせていただいております。

なお、議案書のほう、35ページに戻りますが、議案書については1筆ごとの説明につきましては、ちょっと省略をさせていただきたいと思っております。

今回、非農地として御審議を頂く内容は、全69筆の3万9,863平米について、農地・非農地の判断を仰ぎたいというところがございます。

なお、委員会の承認を得ました後、先ほどの別紙の3枚目でございます非農地決定通知書により、土地所有者に対しまして、市役所が職権により地目変更を行う旨の通知を行い、5月から6月にかけて法務局のほうで地目変更の登記をする予定としております。なお、その際に、関係機関、市役所の市税課等に通知をするという形にしております。

議案第4号の荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断についての説明は、以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 説明は終わりました。御質問なり、御意見ございましたらお願いいたします。

今の説明で非農地判断についての内容は大体お分かりでしょうか。一応、二段階で確認をするということにしておりまして、まず地域に確認をする。地域で問題がないという回答があったものについて、今度は所有者にどうされますかという判断を仰いで、その結果が35ページに出ている69筆3万9,870平米ということです。■■■■委員。

○委員（■■■■君） これは今から非農地にするかどうかの判断を仰ぐわけでしょうか。（「いや。もう結果です」と呼ぶ者あり）もうその結果で非農地にしておきますということ。これは後で変更はできるわけね、その通知が行けば。後で耕作地になると。

○議長（■■■■君） 事務局。

○係（■■■■君） 今回、皆様に承認を頂きまして、非農地となったものについては説明書と重複いたしますけれども、こちらの非農地決定通知書というものを発布いたします。ただ、前回の非農地決定の分から職権で地目の変更を行うということをやっておりますので、こちらは非農地決定が出たものについては順次どんどん非農地の地目が変わっていくというところです。

ただ、農地として使う分には何か許可等が必要なわけではありませぬので、新規開田される方とかも中にはおられるのかなと。今回、非農地決定が承諾されたほうについては強制的といえますか、その決定に従って非農地化の手続を進めていくこととなります。

○委員（■■■■君） これは非農地に申請してこういうふうになったわけではないんですか。

○係（■■■■君） ではないです。

○委員（■■■■君） その農地パトロールにおいて、赤判定をしたころはこういうふうな形になったということ。

○係（■■■■君） はい。

○委員（■■■■君） 地権者は全くそういうことはまだしていないわけですよ。

○係（■■■■君） いいえ。農区のほうの照会の後に地権者の照会がありまして、それで同意を得られたものが今回の議案に上がっております。

○委員（■■■■君） 全部それでオーケーの返事が来たわけですか。

○係（■■■■君） 来たものについて、こうやって上程をしております。

○議長（■■■■君） 事務局。

○係（■■■■君） 農区に判断を仰いで赤区分が支障なしと農区のほうから判断いただいたものについて、各地権者のほうにその分の確認を取りましたところで非農地に承認しますという回答を得たものについて、今回の議案に提示をしたものです。

○委員（■■■■君） あっ、これは回答を得たものだけですね。

○係（■■■■君） はい。

- 委員（██████君） じゃあ、回答がない分もあったということですね。
- 係（██████君） そうです。返信がなかった分、これについては保留をしております。要するに、今回の議案には上がっておりません。
- 委員（██████君） 農地利用すると回答していて数年手つかずの土地もある。
- 係（██████君） あります。
- 委員（██████君） その人っていうのは、ずうっとそれでいいわけですか。荒廃しておる農地を非農地とはしたくない、耕作もしたくないというふうに判断して我々はいいいわけですか。そういうときはどうするんですか。
- 係（██████君） あくまで回答で農地利用をしますという分については、非農地化はしないと。今後の方針としては、返信のないものについては再度、郵送により職権で行いますよという通知を出したいという方向でいきたいと思っております。
- 委員（██████君） これは国の方針ですよ。
- 係（██████君） 国はそういうほうにやりなさいという方針ですけど、うちのほうとしては、できるだけ確認を取った上で行っていきたいと考えております。
- 委員（██████君） そういうことになればいいですよ。分かりました。
- 議長（██████君） ほかに質問。████委員。
- 委員（██████君） 農地で利用したいという返事が来た人は、どういう思いがあるんですかね。荒れているところを農地として戻して、また農業を続けるということなんですか、この返信は。
- 係（██████君） 農地として持っておきたいというような言い方が一つと、竹林化したところでタケノコを掘っていますというような言い方もありました。
- 議長（██████君） ほかに御質問ございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（██████君） それでは、採決に移りたいと思います。荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
- 〔賛成者挙手12/12名〕
- 議長（██████君） 全員賛成です。ありがとうございます。
-
- 議長（██████君） 41ページです。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について事務局、説明をお願いします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） では、議案第5号について御説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

今回、新規で1件、更新で11件の申出がっております。

それでは、御説明いたします。

新規の申出につきまして、41ページ、申請番号1-155、薦野にございます1筆で面積が2,418平米、貸付人・仮受人は記載のとおりです。令和5年1月11日から令和7年12月末までの貸借りとなっております。

41ページの申請番号1-156から45ページの申請番号1-166までの11件は、更新の案件となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

最後に、新規の利用権設定については、全て区域委員の署名捺印を頂いておりますことから、市にて受理しております。御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） 御質問等ありましたらお願いします。

御承知じゃない方もいらっしゃるかもしれませんが、ちょっと事務局の確認の意味も含めてお願いしたいと思います。この農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借です。

これは令和6年度いっぱいですかね——までで一応終了すると。その後は、これでいう農地法第3条の規定による農地の貸借りと、それから農地中間管理機構を活用したというか、経由した農地の貸借り、この2つに集約される方向で今これは決まっているんだと思いますけれど、そういうことになります。だから、農地の貸借りは今、古賀市の場合は、この経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借りを行ってあるんですけども、それが農地中間管理機構を経由した貸借りにほとんどが移っていかざるを得ないんじゃないかなろうかというふうに思っております。

先ほど言いましたように、令和6年度までで終了しますので、あと2年ぐらいしかありません。それで、古賀市として農地法第3条による農地の貸借りでいくのか、中間管理機構を活用した農地の貸借りに移行するのか、そういう方向性を定めたほうがいいのかなどというふうにも思います。

隣の福津市辺りでは既に、中間管理機構をほとんど経由した貸借りにもう何か移し替えているような動きをされているようにおうかがいします。

それで、事務局のほうにお願いしたいんですが、できましたら令和5年度中ぐらいまでにどういう貸借りをしたらスムーズにいくのかとか、今後こういう貸借りの更新になって出てきたり、それから新規も含めてですけど、もう既に照会しながら少し誘導していくというか、そういう動きをしたほうがいいのかなどというふうにも思いますので、こういうふうにしたらスムーズにいけるんじゃないかとか、そういう考えを少し事務局のほうで整理していただいたらと思いますので、ひとつよろしくお願いします。（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）事務局。

○係（██████君） 会長のおっしゃられたとおりなんですけれども、一応、令和7年以降につきましては、農地中間管理事業法を活用する地域については、今までの人・農地プランが今度が変わりまして、地域計画というものを定めた地域のみ中間管理機構の受入れができますということになっておりますので、地域計画をつくっていくというところが一つ大事になってくるところでございます。

○議長（██████君） それを含めて、こういう図式を作っていただくとありがたいと思います。
（発言する者あり）██████委員。

○委員（██████君） 古賀地域は結構開発需要があるわけですが、そういう農業関係であまりにもしがらみができると、個人の開発とか、そういう希望が損なわれる部分が出てくる可能性がありませんかね。

○議長（██████君） 事務局。

○係（██████君） 地域計画の中に含まれた地域で今後その開発をするに当たっては、まずは地域計画から除外をするという手続が一段階増えます。その後、農振・農用地であれば農振の除外がありまして、農地転用の手続というものが出てきますので、申請する側にとっては少し負担が大きくなるのかなといったところはございます。

○委員（██████君） そういう見極めは地域の方が知った上でそういう制度を利用していかないと、後で聞いてないということが起こりゃせんかなと思うんですよね。これはよく説明してください。

○係（██████君） はい。

○議長（██████君） そういう心配がありますので、3条申請をする場合は、こういう課題なり問題なり、デメリットがあって中間管理機構を活用する場合は、そういう条件だとか、その辺をすみませんが、ちょっと整理をしていただいて。

今、事務局が言ったように、今度、地域計画の中に目標地図だったりを作らないかん。その古賀市農業委員会で目標地図の案を作るようになっていきますので、そのときは重々そういうものを考えた上で地図を作るとかんと支障が出てくる関係がありますので、その辺も含めて案を徐々に何回か皆さん方にお知らせしていけば御理解いただけると思いますので、よろしく申し上げます。

○係（██████君） はい。制度の説明もですけれども、事務局のほうの案として、こういった形はどうでしょうかといった提案は逐次させていただければというふうに思っておりますので、皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（██████君） よろしく申し上げます。

ようございますかね。申請は今回1件だけということで後はもう更新のようです。一応この利用権の貸借について、賛成・承認いただけます委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手12/12名]

○議長（ 君） はい。ありがとうございます。

午後4時03分閉会
